JR九州労組

九州旅客鉄道労働組合
No.504（2023.5.1）
福岡市博多区博多駅前３丁目13－4
TEL ０９２－４７２－７９５０(代)
URL http://www.jr-krwu.jp
発行人/芦原秀己　編集人/吉田春菜

LINE@

2023春闘

ベア3，000円、夏季手当2・15ヵ月分、技能手当の支払対象拡大など制度改正４項目

中央本部は3月17日、2023年春季生活闘争の第3回団体交渉に臨み、「2023年度賃金改定」「2023年度夏季手当」「一時金の支払について」「勤務・賃金等の一部改正について」の回答を受けた。

団体交渉で、従来の支払い能力論から脱し中長期的な視点に立った人財への投資を求め続けてきた結果、純ベア3，000円の満額回答を引き出した。夏季手当は会社回答に不満は残るものの、昨年の夏季手当及び年末手当を一定程度上回る回答を得ることができたことは評価できると受け止め、妥結とした。

回答書を受け取る芦原中央執行委員長

今春闘は、急激な物価高騰等への対応と並んで若年層を中心とする離職傾向に歯止めを掛けられるか否か重要な焦点となっていた。特にＪＲ産業がコロナ禍の影響から完全に回復しきれていない中で、次々と他産業の高水準のベア回答が明らかとなり、ＪＲ九州労組としても例年以上に強い危機感を持ち臨んできた。

交渉では、賃上げを通じて生活不安・将来不安を払拭し「働くことに対する価値の向上を図り、安心できる暮らしを創り出す」ことをポイントとして、要求した純ベア3，000円と夏季手当2・8ヵ月分を軸とする各項目に対して協議を重ねた。

会社側は、物価高騰により動力費や工事費も高騰しているほか、依然として厳しい足元のご利用状況等から慎重な態度を堅持してきたが、ヤマ場において、社員の努力と経営状況を踏まえて出来る限りの回答として内容が示された。

中央本部は、夏季手当の支払月数には大きな不満が残るものの、純ベア3，000円の満額回答と、かねてからＪＲ九州労組が改善を要求してきた技能手当の支払対象の拡大や九州島外勤務者の帰省等交通費見直しなども含まれていることから、現時点で精一杯の回答であると判断し、席上妥結した。

なお、今後は、誰もが活き活きと輝くことが出来る人事・賃金制度の実現に向けて全力を傾注していくとともに、会社に対しても積極的な議論を要請した。

最後に、署名活動や檄布・ＦＡＸ行動、各機関での総決起集会の開催など、職場・地域から今春季生活闘争を創り上げていただいた全ての組合員・ご家族の皆さまに心から感謝を申し上げる。

2023春季生活闘争要求の実現を求める３.16中央総決起集会の様子

第20回統一地方選挙

ＪＲ九州労組
最重点候補４名が当選!!

石松和幸田川市議（左）、松尾哲也大牟田市議（右上）、宮﨑保人吉市議（右下）

第20回統一地方選挙は4月9日、前半戦として知事・政令市長・道府県議・政令市議の投開票が行われ、ＪＲ九州労組が推薦した候補者58人中47人が当選した。

また、後半戦として市区長・市区議、町村長・町村議の投開票が行われ、ＪＲ九州労組が最重点候補としていた石松和幸氏、松瀬征行氏、松尾哲也氏、宮﨑保氏の4名全員が当選を果たした。

この間の組合員・ご家族の皆さまのご支援・ご協力に感謝申し上げる。

皆さまのご支援・ご協力に御礼申し上げます

新入社員のみなさん

入社おめでとうございます！

私たちは**「九州旅客鉄道労働組合（ＪＲ九州労組）」**です。

労働組合って？

賃金（給料やボーナス）、労働時間、休日など、職場の環境に慣れるにつれて沢山の疑問や、改善してほしいことが出てきます。一人では、解決できない事を、働く仲間同士が、お互いに助け合い、働く環境や生活環境を改善していく、労働者のための組織が労働組合です。労働組合はみなさんの雇用をしっかりと守り、賃金や労働時間改善、休日などの労働条件を改善するために必要な事柄を会社と協議しています。

ＪＲ九州における労働組合

一般的に労働組合は、企業に存在するものであり、皆で団結して活動するのであれば、一企業に一つの組合が存在することが理想です。しかし、国鉄からＪＲの長い歴史の中で、考え方の違いから、複数の労働組合が現存し、ＪＲ九州においても３つの労働組合が存在しています。その中でも**私たちは、93%の組織率を有するＪＲ九州を代表する責任組合**として活動しています。

JR九州内の労働組合の割合

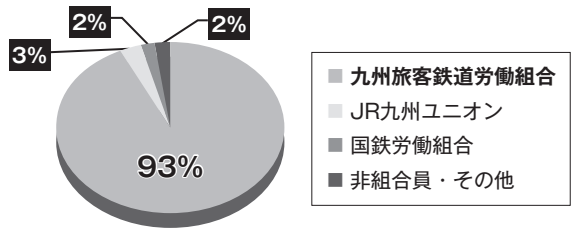

悩みや相談、困ったことがあれば私たちが全力でサポートします！

LINE@
JR九州労組公式アカウント
ID　・・・　@yqw2478t

最近５年間の期末手当の要求と実績

	2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度	
	要求	実績	要求	実績	要求	実績	要求	実績	要求	実績
夏季	3.00	2.56	3.00	2.48	3.00	1.25	2.50	1.64	2.80	2.15
年末	3.00	2.51	2.50	1.20	2.50	1.32	2.50	1.90	－	－
年間	5.07		3.68		2.57		3.54		－	

ＪＲ九州高速船 春闘妥結

職務手当の増額勝ち取る

中央本部及び船舶分会は、3月29日、2023年度新賃金等の要求について第2回団体交渉を行い、会社より「ベースアップは実施しない。定期昇給は規程に基づく1号俸を行う」「社員（陸上・船員）の各等級における職務手当を増額する」「パートナー社員（パートナー船員含む）のリーダー手当を廃止し、職務手当を新設する」「陸上社員（パートナー社員含む）が60時間以上の超過勤務を行った場合について、Ｉ単価（150／100）を新設する」との回答を引き出した。

組合は最後までベアに拘って闘ったが、会社からは「借入金も増えており、ベースアップを実施することは困難である」との回答に終始した。また各種手当の新設や増額についても職務手当以外は「現行どおりとしたい」との回答であった。

多くの要求項目において、「現行どおり」とする会社回答は納得できるものではないが、定期昇給の確保や、職務手当の増額や新設など組合員の生活への対応が図られたこと、国際航路は再開したが未だ厳しい経営状況であること等を考慮すれば、現時点の精一杯の回答であると受け止め妥結した。

※詳細は業務速報№１０３０参照のこと。

九州旅客鉄道労働組合（ＪＲ九州労組）

歴史的組織統一から結成30周年を迎える

九州旅客鉄道労働組合（ＪＲ九州労組）は、1993年3月6日、当時の九州旅客鉄道労働組合と九州鉄道産業労働組合が組織統一を果たし、結成された。

前身である日本国有鉄道の時代から離合集散を繰り返した鉄道労働運動の不幸な歴史に終止符を打ち、二度と分裂を起こさない強固な労働組合を目指して結成され、今年の3月6日で結成から30周年の節目を迎えた。

新生ＪＲ九州労組は、取り巻く厳しい現状と社会的な役割を認識して、組合員の雇用の確保と労働条件の維持・改善を第一義とし、労働組合主義に立脚した運動を実践してきた。その結果、組織率が結成時の83・8％から93・7％にまで大きく拡大している。ここに結成30周年を迎えることが出来たのは、組織を牽引してきた諸先輩をはじめ、関係団体の皆様のご支援と温かい激励、何よりすべての組合員の理解と協力があったからに他ならない。改めて、関係したすべての皆様に感謝申し上げる。

※「ＪＲ九州労組結成30周年にあたって」のメッセージをホームページに掲載しています。下記のＱＲコードからアクセスしてご覧ください。

人物クローズUP

本社支部　井口　祥一さん

本社支部で書記長をしている井口です。職場は3月末までは電気部企画課で脱炭素社会実現に向けて再生可能エネルギーの導入等を検討していました。最近皆さんがよく耳にする社会的に関心の高いワードなので、イメージしやすいかと思います。

4月からは電気部電力課に異動となり、新しい仕事を始めました。

私の所属する本社支部では、コロナ禍以降積極的にＷｅｂを活用しています。会議は短時間＆参集・Ｗｅｂ併用でどこでも参加可、情報共有はＷｅｂツールを用いることとしており、組合役員や組合員のワークライフバランス等の向上を目指して日々改善を行っております。

話は変わりますが、私の趣味の魚釣りについて紹介します。コロナ禍を契機にアウトドアの趣味を始めてみようと一念発起して、釣りを始めました。ライトショアジギングやエギングと言われるジャンルの釣りをしておりますが、未だに釣果は芳しくありません（涙）。ただ、広い海に向かって思い切りルアーやエギを投げることで日ごろのストレス発散になっています。今年度こそは大物目指して頑張ります！釣り好きの人は是非お声掛けください！ってか教えて下さい（切実）

回　答　書

1　2023年度賃金改定

(1)　社員

仕事給昇給の額は、仕事給昇給額表に掲げる額とする。

2023年4月1日以降、賃金改善分として、基本給を一人3,000円引き上げる。

なお、2024年度実施予定の人事・賃金制度改正における基本給引き上げの一部を先行実施するものとする。

(2)　嘱託再雇用社員

2023年4月1日以降、賃金改善分として、基本給を一人3,000円（短日数制の場合は2,390円）引き上げる。

なお、2024年度実施予定の人事・賃金制度改正における基本給引き上げの一部を先行実施するものとする。

2　2023年度夏季手当

(1)　社員

基準額は、基準内賃金に2.15（支払月数）を乗じた額とする。

支払日は、2023年6月30日以降準備でき次第とする。

(2)　嘱託再雇用社員

期末手当Ａにおける基準額は、基礎額に次の支払月数を乗じた額とする。

雇用期間3年以上の者　1.62箇月

雇用期間3年未満の者　1.08箇月

支払日は、2023年6月30日以降準備でき次第とする。

一時金の支払いについて

1　支払対象者

2023年6月1日（以下、「基準日」という）現在在籍する地域社員及び嘱託再雇用社員に対して支払う。ただし、次の各号に該当する者を除く。

(1)　2023年度夏季手当を支払われない者

(2)　地域社員のうち、E3級、E2級、E1級、ES級及びESS級の者

(3)　地域社員のうち、E3級、E2級、E1級、ES級及びESS級以外の者で雇用期間3年以上の者

(4)　嘱託再雇用社員のうち、雇用期間3年以上の者

(5)　基準日前1箇月以内に定年退職し、嘱託再雇用社員として雇用される者

2　支払額

(1)　地域社員

ア　地域社員の支払額は、次のとおりとする。

雇用期間3年未満の者　基礎額に0.17を乗じた額

イ　アに規定する基礎額は、次のとおりとする。

①基本賃金を月額で支払う者　基本賃金月額＋地域手当＋扶養手当

②基本賃金を日額で支払う者　（基本賃金日額＋地域手当）×22＋扶養手当

(2)　嘱託再雇用社員

ア　嘱託再雇用社員の支払額は、次のとおりとする。

雇用期間3年未満の者　基礎額に0.17を乗じた額

イ　アに規定する基礎額は、基本給及び都市手当の月額の合計額とする。

3　支払日

2023年7月25日以降準備でき次第とする。

勤務・賃金等の一部改正について

1　技能手当の支払対象の拡大

(1)　職務手当を支払われている者及びＭ１級からＭ３級までの者（嘱託再雇用社員においては、定年退職時Ｍ１級からＭ３級までの者）にも技能手当を支払う。

(2)　第二種又は第三種電気主任技術者の資格を有する者のうち、代務者及び電気保安担当者として選任されている者を技能手当の支払対象に加える。

(3)　2023年4月1日から実施

2　期末手当の成績率の見直し

(1)　期末手当の成績率（増額）は、調査期間内における勤務成績に応じて、100分の30以内を増率するものとし、その単位は100分の5とする。

(2)　2023年4月1日から実施

3　九州島外勤務者に対する帰省等交通費の見直し

(1)　九州島外勤務者に対する帰省等交通費について、支払対象者に子を加え、支払回数を1年に8回（往復で1回とする）に引き上げる。また、単身赴任者（別居手当支払認定者に限る）に限り、1年に12回（往復で1回とする）に引き上げる。

(2)　2023年4月1日から実施

4　特定保健指導等に係る勤務の取扱いの見直し

(1)　会社が指定した産業医又は保健師との面談については、面談に係る時間を労働時間として取り扱う。

(2)　2023年4月1日から実施

地域社員の賃金改定等について（口頭）

1　基本賃金

2023年4月1日以降、基本賃金月額を3,000円（日額の場合は150円）引き上げる。

なお、2024年度実施予定の人事・賃金制度改正における基本賃金引き上げの一部を先行実施するものとする。

2　夏季手当

○　地域社員のうち、E3級、E2級、E1級、ES級及びESS級の者の支払月数は、2.15箇月とする。

○　地域社員のうち、E3級、E2級、E1級、ES級及びESS級以外の者の支払月数は、次のとおりとする。

雇用期間5年以上の者　2.15箇月

雇用期間3年以上5年未満の者　1.62箇月

雇用期間3年未満の者　1.08箇月